

日本共産党区議会議員  
Japanese Communist Party

# 安藤たい作

区政報告 ニュース 第69号

## 窓口にお問い合わせ 2日で2595件!

### 値上げの実態が次々と・品川区でも 後期高齢者医療制度の保険料決定通知が発送



今年も原水禁大会で広島に行く事になりました。唯一の被爆国に生まれたからにはやるべきことがあるはず。それを探しに行きます。

19、20日と開設された臨時窓口には、二日間、窓口対応60件、電話対応2135件の問い合わせがありました。一時平均で152件にのぼる計算。週が明けた23日の時点で、23日蛇の列が以前と

して続いていまま

西品川1丁目Bさん(77)
年金収入:月額20万5千円
H18年国保料
<b>92302円</b>
↓(1.19倍)
H19年国保料
<b>109930円</b>
↓(1.29倍)
H20年後期高齢者保険料
<b>119700円</b>

北品川1丁目Aさん(86)
年金収入:月額20万円
H18年国保料
<b>75524円</b>
↓(1.13倍)
H19年国保料
<b>85599円</b>
↓(1.3倍)
H20年後期高齢者保険料
<b>98500円</b>

17日、品川区でも後期高齢者医療制度の保険料決定通知が発送されました。広域連合作成の国保料と後期高齢者医療保険料とを比較した資料でも、年金収入170万円(月額14万円)と374万円(月額31万円)の方は軒並み値上がり」と試算。それを裏付けるかのように、値上がりの実態が次々と明らかになりました。

#### 臨時窓口はパンク状態

品川区でも後期高齢者医療制度の保険料決定通知と7月分の納付書が発送されました。臨時に設置された窓口には保険料に関する問い合わせが殺到。値上げの実態も次々と明らかになっています。

す(写真)。

#### 天井知らずに保険料上昇

深刻なのは、今回の事態はほんの入り口に過ぎないということ。被扶養者への保険料の凍結は来年4月から「解凍」されます。さらにこの制度のもとでは、保険料は2年ごとに改定。75歳以上の高齢者人口比率が上がったり医療費がかさめば自動的に保険料が上がる仕組み。25年には、保険料は今の2倍以上になる、と試算されています。誰が払えるのでしょうか(怒)。

#### 「廃止を」の国民運動を

実はこの制度導入を求めてきたのは、企業の保険料負担を低く抑えたいとする財界でした。ところが、ただでさえ日本の大企業の税・保険料負担は低水準なのです。それをせめてヨーロッパ並みに引き上げる。また、この間の行き過ぎた大企業・お金持ちへの減税を元に戻せば医療の財源はまかなえます。「廃止を」の一点で力を合わせましょう。

「100番の方、窓口へどうぞ」  
(7月23日午前11:30)



安藤たい作プロフィール '74年宮城県仙台市生まれ。国立宮城教育大卒。'98年漫画家を志し上京。'02年青年誌奨励賞受賞。'06年の区議補選で初当選。

安藤たい作ニュースは、「品川区議会における政務調査費の交付に関する規定」で定める用途基準「広報・活動費」に基づき、政務調査費によって発行されています。ご意見・ご感想をお寄せください。

お知らせ

日本共産党区議会議員  
Japanese Communist Party

安藤たい作  
ニュース 裏面

区庁舎に後期高齢者医療制度の臨時窓口が  
開設されています

7月26日(土)・27日(日)

午前8時30分～午後5時まで高齢事業課(本庁舎3階)にて

【問い合わせ専用電話】 電話03-5742-6736

【高齢事業課高齢者医療係】 電話03-5742-6937

## 8月の無料なんでも法律相談会

- ①弁護士さんと一緒に相談会を行います。  
生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください。
- ②事前に電話を入れた上、ご参加いただけると確実です。  
(事前予約は平日日中は区議控室へ: 5742-6818)  
(土日は安藤事務所へ: 3491-3230)

8月19日(火)  
夜6:30～8:30  
安藤たい作西品川事務所  
(品川区西品川3-16-3  
TEL:03-3491-3230)

大崎駅より徒歩8分・百反坂沿い



# お忘れなく! 7月31日まで

昨年の所得税がゼロに減った人  
に住民税還付制度があります。

## Q・どんな人が対象なの?

2006年に所得税が課税されていたのに、2007年度に退職などで所得が大幅に減り、所得税がゼロになった人を対象に、07年度の住民税の一部を還付する制度です。7月1日から31日までのあいだに、市区町村に申告すれば、最高9万7500円(平均4万円程度)が還付されます。

## Q・なぜこの制度が設けられたの?

昨年度の国から地方への税源移譲で、住民税の税率が一律10%になり大幅に増えましたが、その分は所得税の最低税率を10%から5%に引き下げることで調整されます。しかし、定年退職、失業、育児休業などの理由で所得が大幅に減った場合は、この調整が行われません。そこで、新しくつくられたのが、この住民税還付制度です。

## Q・どうやったら受けられるの?

この措置は、昨年6月の時点ではほとんど知られていませんでした。共産党は、昨年6月の衆議院財務金融委員会の質問でとりあげ、周知徹底を求めています。自動的に受けられるわけではなく、申告しなければ還付されないことは問題ですが、品川区では、対象と思われる方については、6月末に減額申告書が送付されています。申告期間が決まっていますので、対象にあたる方は忘れずに申告するようにしましょう。

\* 詳しい問い合わせは税務課  
(Tel5742-6663~6)まで